

日 薬 発 第 290 号

令和 4 年 3 月 22 日

都 道 府 県 薬 剤 師 会 会 長 殿

日 本 薬 剤 師 会

会 長 山 本 信 夫

(会 長 印 省 略)

ウクライナへの支援金の募集について

平素より、本会会務に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

国際薬剤師・薬学連合(F I P)では、All-Ukrainian Pharmaceutical Chamber(ウクライナ)の要請を受け、世界中の薬剤師にウクライナへの支援を呼びかけています。F I Pでは、支援の手段として募金を立ち上げ、寄付を募っています。

本会では、F I Pの募金への協力を通じて、ウクライナの薬剤師等に対する人道的支援を行うことにいたしました。

つきましては、ウクライナへの支援金の募集を下記要領により行いたいと存じますので、貴会及び貴会会員のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1 支援金送金先 (恐縮ながら払込料金は皆様のご負担でお願い申し上げます。)

【郵便振替貯金口座】：00130—1—35238

【口座名義】：公益社団法人日本薬剤師会

※払込取扱票等の通信欄に「**ウクライナ支援金**」である旨ご記載下さい。(通信欄がない場合は払込人名の前に「**シエンキン**」と付記して下さい。)

※ゆうちょ銀行以外の金融機関からの送金の場合は、支店名(〇一九店、支店コード019)及び預金種別(当座)の記載も必要となります。口座番号は0035238となります。

2 支援金の取扱い期間：令和4年3月22日から当分の間
(第一次締切：令和4年4月末日)

3 支援金の取扱い方法：本会から FIP の募金口座に振り込みます。振り込まれた支援金は FIP により All-Ukrainian Pharmaceutical Chamber に送金されることになっております。

※期間中に FIP による募金が終了した場合には、同様の支援先に寄付させていただき、支援先については改めて本会ホームページにてお知らせいたします。

4 募集結果の報告：都道府県薬剤師会に報告するとともに、日本薬剤師会雑誌並びにホームページに掲載いたします

○支援金の税法上の取扱いについて

このたびの支援金は「特定公益増進法人に対する寄附金」に該当いたします。個人の方は寄附金控除（所得控除）、法人の方は「一般の寄附金」とは別枠で損金算入ができます。領収書が必要な方にはご希望に応じて発行いたしますので、次ページの「特定公益増進法人に対する寄附金 領収証発行依頼書」（本会ホームページにも掲載）に必要事項をご記入の上、日本薬剤師会 会計・厚生課まで F A X（03-3353-6270）でお送り下さい。着金確認後、ご記入の住所へ領収証をお送りいたします

なお、寄附金控除等については国税庁のホームページをご覧ください。管轄税務署等にお問い合わせ下さい。

<支援金募集についての問合せ先>

日本薬剤師会 学術業務課 TEL 03-3353-1170（代表）

<支援金の振込みについての問合せ先>

日本薬剤師会 会計・厚生課 TEL 03-3353-1190

〒160-8389 東京都新宿区四谷 3-3-1 四谷安田ビル 7階

